

政策会議 議事概要

開催日	令和4年11月4日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）の策定について		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ①魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり 基本施策 【4】観光の振興		
総合戦略での位置付け	【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進		
現状	「ふるさと宍粟の観光基本計画」（第2次）の期間満了を令和5年3月末に控えている。R3.11～R4.9まで合計6回の宍粟市観光基本計画検討委員会を開催し、次期計画の内容を協議いただいております。令和4年度中の策定に向け、素案の決定段階である。		
課題	条例に基づく計画策定であり、第1次・第2次計画を踏襲しつつ、宍粟市の観光の課題である観光入込客数の減少、周遊性の低さ、知名度の低さなどの解決に向け計画を策定する必要がある。また、コロナの影響によるアウトドアアクティビティ需要の高まり、自家用車の利用率の上昇、マイクロツーリズム化などの変化を新たに盛り込んだ計画とする必要がある。		
決定事項	<p>【計画期間について】 令和5年度から令和9年度まで</p> <p>【ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）の概要】</p> <p>1. 宍粟市の課題 宍粟市の観光客の増加、知名度の向上、ブランドイメージの確立、周遊性の向上、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応が必要。</p> <p>2. 目指す観光の将来 最大の観光資源である豊かな森林資源や宍粟の悠久の歴史と発酵のふるさと、日本酒発祥の地等、宍粟市特有の地域資源を活かしたまちの魅力づくりによって、関係人口・交流人口が拡大し、観光産業のみならず地域経済全体で雇用創出が図られるなど、観光が森林、文化、産業と融合し、地域が活性化し、持続可能な賑わいのある街をめざします。市民が「住んでよかった」、観光客が「訪れてよかった」と感じ、宍粟市を「ふるさと」と感じることでできる観光まちづくりを基本方針として進めます。</p> <p>3. 観光まちづくりの目標 めざす観光の将来像の実現のため、次のとおり目標を定めます。</p> <p>(1) 観光入込客数の増加 ・観光入込客数を116.5万人 ・道の駅利用者数を44.1万人 (R2観光入込客数77.3万人、R2道の用者数38.2万人)</p> <p>(2) 観光消費額・経済波及効果の拡大 (R2売上高8億3千万円) ・主要な観光施設の売上高を13億5千万円</p> <p>(3) 宍粟市の知名度向上 (R4.10.5現在のフォロワー数182人) ・宍粟市観光担当課のInstagramのフォロワー数2,000人</p> <p>(4) 観光客の満足度向上 (R2調査97%) ・主要な観光地点でアンケート調査を実施し、「満足した」の回答が8割以上</p>		

【様式②】

決定事項

- (5) 市民の満足度向上
・市民へのアンケート調査を実施し、市民意見を取り入れることで、市民の方の満足度が向上するように努める
4. 課題解決のための取り組み
課題を解決し、目標を達成するための取り組みの方向性と内容を、次のとおり定めます。
- (1) 観光資源の有効活用（主にハード面での整備）
→観光地としての魅力向上のため、観光資源の開発、整備を行うと同時に、観光ステーションの設置に向けて検討を進める。
・観光資源の開発及び整備
・「ふるさと宍粟観光ステーション」の設置
- (2) 体験型ツーリズムの推進（主に商品面での整備）
→地域資源を生かした体験型観光の推進や効果的なイベントの実施により、来訪機会の創出や周遊性の向上、着地型観光の推進を図る。
・体験型ツーリズムの拡充
・効果的なイベントの実施
- (3) 観光客受入体制の充実（主にソフト面での整備）
→観光事業を担う人材の確保及び育成を行うとともに、情報の共有ができるよう観光事業者や観光施設間での連携を促進し、市内での周遊性及び利便性を高め、リピーターの確保を図る。また、インバウンドの受入体制整備についても検討する。
・観光ガイドの育成
・インバウンド受入態勢の整備
・観光事業者・観光施設間での連携の促進
- (4) 魅力の発信の強化（主にPR面での整備）
→知名度向上・集客力強化のため、宍粟の魅力を効果的・戦略的に発信する。
・情報の集約と発信の強化
・観光商品のブランド化
・広域的な観光事業の推進
5. 推進体制
取組を持続的に円滑に進めるために、次の4つの機能を持つ、「ふるさと宍粟観光プラットフォーム」を推進します。
- ①多様な主体の参画、連携を促進するコーディネート機能
②情報共有のための仕組みを提供するデータベース機能
③交流・協議のための場を提供するコミュニティ機能
④情報発信を一元化するインフォメーション機能
- 「ふるさと宍粟観光プラットフォーム」の推進により、地域ぐるみで観光を推進する体制の構築や地域の新しい観光商品と地域産業、人材育成の開発拠点、マーケットに対する観光客誘致や地域を売り出す窓口の一本化といった効果を期待します。